

中部国際空港関連事業差止め住民訴訟

21日の京都西院での研究会で、環境権と関連づけて「住民訴訟と差止め」について報告した。今から20年ほど前のレポートを抜粋して紹介する。

2003年3月24日、名古屋地裁で表題の住民訴訟の判決が下された。加藤幸雄裁判長は冒頭、「原告ら及び参加原告らの請求をいずれも棄却する」と、主文を読みあげた。これで原告敗訴が決まったわけだが、その後20分余り判決要旨の朗読がつづいた。法廷の前列中央でじっくり判決を聞いた。



じつは裁判所の中に入るのは、これで2回目だ。

1回目は02年9月11日。第3回証人尋問において、原告住民側の証人として出廷した。私にとって忘れられない「9・11」である。あの時ほど緊張したことも数少ない。原告弁護団の籠橋弁護士や裁判長からの質問に答える形で、50分近く証言した。裁判長や書記官の顔が鮮明に記憶にのこっている。判決を聞いていると、私の証言や証拠（拙稿『拠点空港』整備と地方自治体）などに関連した指摘もなされていた。

判決要旨によると、本訴訟の概要は次のようである。「本件は、愛知県の住民である原告らが、愛知県の地方公営企業である愛知県企業庁が実施している中部国際空港建設関連事業としての空港島周辺部及び対岸部事業が、採算の見通しを欠き、かつ自然環境を破壊する不合理なものであり、地方公営企業の経営原則を定めた地方公営企業法3条などに違反した違法なものであるから、これに要する費用の支出も違法な公金の支出に当たると主張して、地方自治法242条の2項1号に基づき、企業庁の管理者兼業務遂行者である被告に対して、上記費用の差止めを求めた住民訴訟である。」

被告側は「原告らが違法事由として掲げる本件各事業の合理性欠如に関する主張は、政策論議そのものであって、住民訴訟の趣旨を明らかに逸脱する」として、門前払いを求めた。裁判所は地方公営企業法3条によって違法性を問えるとして、門前払いを退けた。公共事業に対する公金支出差止めを求めた住民訴訟にとって、この裁判所の判断は評価できる。籠橋弁護士はまた、住民訴訟で環境問題についても判断を示したことは、あまり例はないと述べている。

判決では、中部国際空港の需要予測については、厳しい見方を示している。証言などで、前島開発などの関連事業と中部空港との関係を指摘してきたので、この判決の論理展開は理解できるが、結論には納得できない。判決では中部空港本体は困難が予想されるが、関連事業の方は関西空港の「りんくうタウン」と違って、企業局の努力次第で「将来なんとかなる」という結論になっている。果たして、こんな楽観的な結論でいいのか。

(2023年5月24日)